

長期履修制度について

本学では、学生が職業を有する、あるいは障害がある等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する場合に、その計画的な履修を認める制度を導入しています。

この制度の適用を申請し認められた場合、標準修業年限分の授業料を長期履修の年数で除した額を毎年納入することになります。

長期履修制度を申請する場合は、所定の手続きを行ってください。なお、申請書用紙については、理学部等事務部学生係にて配付します。

○長期履修申請

1. 対象者

- (1) 職業を有し、就業している者（ただし、休職者は除く。）
- (2) 身体等に障害があるため修学に相当な制限を受けると認められる者
- (3) その他やむを得ない事情により、修学に相当な制限を受ける者

2. 提出書類

- (1) 長期履修申請書（所定用紙）
- (2) 申請事由を証明するもの（医師の診断書、カウンセラーの所見、在職証明書等）

平成30年2月1日
理学部等事務部学生係